

第十九條  
第十七條

中史委員は會長と共に連帯責任を負ふ。部長は中史委員を補佐し、事務を執行し、理事するものとす。

第十八條

第四 加盟と脱退

- 一 本総同盟に加盟せしむる加盟組合は、本同盟の宗旨を遵守し、本同盟の規約を遵守し、本同盟の利益を擁護し、本同盟の発展に努力するものとす。
- 二 本総同盟の主義、綱領規約を遵守し、本同盟の利益を擁護し、本同盟の発展に努力するものとす。
- 三 毎月定額の本部費を納付し、は外論本會及び中史委員會、決議せる臨時費を一員擔し、且、後日脱退し又は脱退せしめらるる事なくして財産上何等の請求をもたざらざる事を誓約するものとす。
- 四 組合の名稱、會費數を本部に報告す。本部所定に

第十八條

創立年月日、<sup>附註</sup> 役員の名及住所、創立に至る経過の主要なる記述を加盟申込書に提出す。本同盟に加盟することを承認せらるる組合は、且、本部の誓約を履行するものとす。

- 一 其組合の名稱、標頭に本同盟の名稱を用ひ、其組合員は、本同盟の徽章を佩用し得る事。
  - 二 本則第十八條に定むる所に従ひ、役員を選出し、本部に派遣し得るものとす。
  - 三 其組合員は本同盟の主権に係る各種の會合に出席し得るものとす。
  - 四 其組合員は本同盟の者に對し行はるる各種事業に對し事業細則に定むる所にも其特典に堪り得るものとす。
- 本総同盟加盟組合にして、たの事項の一に該當するものは、大

第十七條